

商品概要説明書

(平成23年4月18日現在)

項目	内容
商品名	・定期積金（スーパー積金）
販売対象	・個人および法人
期間	・定額式・・・6ヵ月以上7年以内（1ヵ月刻みとし、5年を超えた場合、年刻みとします） ・目標式・・・1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年（年刻みとします）
預入	
（1）預入方法	・定額式・・・毎月同一掛金となります。 ・目標式・・・初回のみ端数掛金で、2回目以降は同一掛金となります。
（2）預入金額	・定額式・・・1,000円以上1,000万円以内 ・目標式・・・1,000円以上1,000万円以内（初回掛金のみ端数があります）
（3）預入単位	・定額式・・・100円 ・目標式・・・1円（初回掛金のみ端数があります）
払戻方法	・満期日に利息とともに払い戻しします。
給付補填備金	
（1）運用利回り	・36ヵ月未満、36ヵ月以上の2段階において、契約期間別金利設定を行い、店頭表示された該当契約期間の利回りを適用します。
（2）利払頻度	・満期日以後に給付契約金として支払います。
（3）計算方法	・付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
手数料	—
付加できる特約	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・個人名義の場合、総合口座による当座貸越がご利用できます。 （貸越利率は担保定期積金の利回りに1.0%上乗せした利率） ただし、未成年者の方は、総合口座契約はご利用できません。

商品概要説明書

(平成23年4月18日現在)

項目	内容
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ＊初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ＊初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利率×60% <p>ただし、解約日の普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用します。</p>
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息に相当する給付補填備金に対して、一律20%の源泉分離課税が適用されます。
金利情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のコピーまたは窓口にてご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記新潟県信用組合総務部または下記窓口までお申し出ください。 【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先払い日数年60日以上掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表記記載の利回りに準じて満期日に計算します。 ・払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間を繰り延べします。 ただし、満期日を繰り延べしない場合は、契約時の店頭表示の利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を計算し、給付補填備金より差し引きます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・「非課税貯蓄申告制度（マル優）」の取扱はできません。
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。